



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	〔紹介〕 北海道帝国大学農学部附属樺太演習林の終焉について
Author(s)	佐々木, 朝子; SASAKI, Tomoko
Citation	北海道大学大学文書館年報, 20, 89-115
Issue Date	2025-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94788
Rights	(c) 2025 Hokkaido University Archives
Type	departmental bulletin paper
File Information	20_05.pdf



< 研究ノート >

〔紹介〕 北海道帝国大学農学部附属樺太演習林の終焉について

佐々木 朝子

はじめに

樺太は、日露講和条約（1905年10月16日公布）に基づき、北緯50度以南が日本の領有となり、1906年には樺太庁が設置された。

東北帝国大学農科大学は、樺太庁から1913年6月に「樺太西海岸久春内支庁管内珍内川左岸」約19,700haの所管換えを受け、樺太演習林を設置した¹⁾。1918年4月に北海道帝国大学が設置されると、北海道帝国大学農学部附属樺太演習林として経営していたが、1945年8月にソビエト連邦（以下、「ソ連」）による南樺太への侵攻を受けて、廃止された。

本稿では、廃止前後の樺太演習林に関わる資料として、1945年に樺太演習林派出所長を務めていた松尾憲一が、1947年8月11日付で演習林長宛てに提出した「終戦当時ノ日記」及び「復命書」と、樺太演習林派出所に掛けられていた墨蹟1点を翻刻し、紹介する。

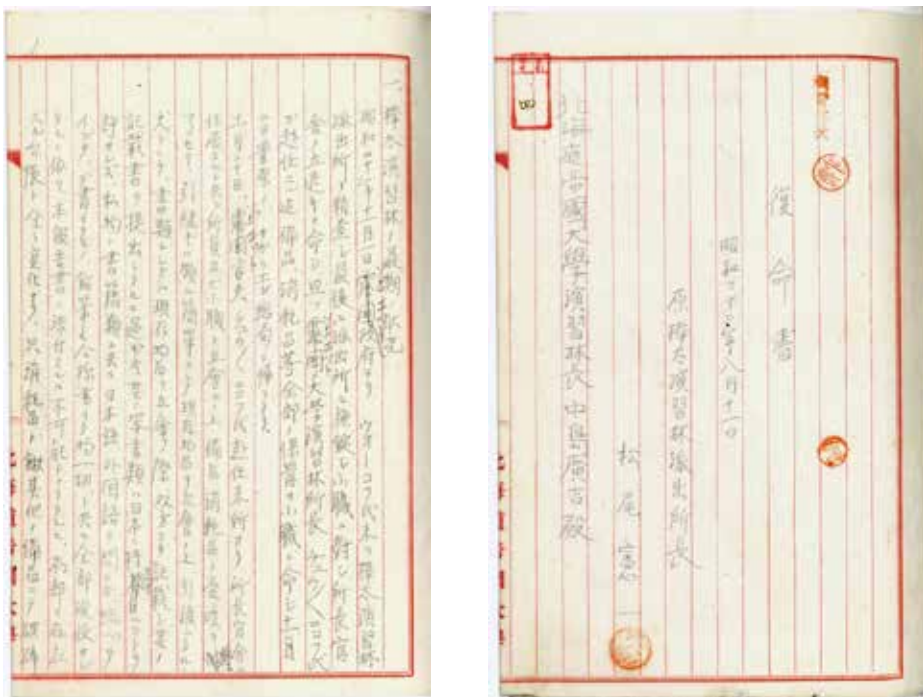


図1 樺太演習林廃止の経緯を記した「復命書」 本文（左）、表紙（右）

〔凡例〕

- 1、漢字の旧字体・異体字は常用の新字体に改めた。
- 2、資料中の蔑視的表現等は、その表現自体も当該時代の所産であると考え、そのまま翻刻した。個人情報に関わる記述がある場合は、本文の中略、または氏名のイニシャル等への置き換えを行った。
- 3、誤字には正字を〔 〕内に入れて上部に示した。正字を示すのが難しい場合は「(ママ)」を付した。
- 4、判読不能の文字を■で示した。
- 5、濁音、半濁音、拗音、句読点の表記を適宜変更した。

【資料1】「終戦当時ノ日記」

昭和二十二年八月十一日

終戦当時ノ日記

樺太演習林派出所官舎

松尾憲一

昭和二十年度ノ日記

此ノ日記ハ洋服ノ袖裏ノ甲斐絹ニ記載シ置キ、私ガ万一露助ノ為メニ殺サレタル場合又ハ打死ノ場合死体ヨリ裂キ取り林長殿ニ見セル様妻子ニ申付置キ常ニ着服シテ居マシタカラ、何回ノ家宅搜索ヲ受ケテモ証拠書類ハ全部既ニ火中ニ入レ置キタルニ依リ、本書ハ只結末ノ報告ヲ時日ノ経過ト共ニ秩序的ニ報告スルモノトシテ現在ノ儘ヲ記載シ置キタルモノナリ、

八月五日 本春以来馬耕及ビ雑夫トシテ、私用シタル代金トシテ高山作業手ヘ参拾円（内証明細表ヨリ計上）ヲ支払ヒ、梅木ヘ拾円、Yヘ拾円ヲ支払公私ノ別ヲ明瞭ニ区分経理シテ置キマシタ

八月六日、梅木雇込召ス、珍内小学校ヘ合宿シ軍派遣ノ将校ノ訓練ノ下ニ国防ノ任務ニ着ケリ、

八月七日、大学ヨリ、参百貳拾参円貳拾銭送金アリ、

八月八日、珍内開業医、北大出身、医学士小野ドクトル、ニ薬代五円及ビ堀口ドクトル、ニ注射料拾七円ヲ支払ヒ何レモ小生ノ身体ノ衰弱ヲ見テ静養ヲ奨メラル、今日迄毎日病院通ヒニツキ爾後日記ニ其事ヲ記スルコトヲ省略ス、本日夜、大学ヨリノ電報為替發送通知アリ、真岡日本銀行宛ナル由、珍内郵便局ヨリ電話デ通知アリ、電報配達ナシ、今日迄昼間ハ防空其他町内会長トシテノ打合（隣組長トシテ出席）ニ毎日召集セラルル事ト夜間モ殆ンド人員操出、産業報国会其他ノタメニ打合ニ集ルノデ睡眠ノ不足デ病氣ニナルモ道理ナリ、

電報為替ハ 四千五百七拾八円（林道事業賃）

貳千百九拾貳円五拾銭（火防巡視人俸給） 計六、七七〇、_円五〇

程送金アリタルモ、小生病氣ニシテ真岡ニ旅行スルコト不能ニシテ代金受取ラレズ

八月九日、正午、エストル市街ヲ露国ノ飛行機ガ爆撃シタル報アリ、午前中ハ演習林事務

所ニテ小生ガ病氣ニテ真岡ニ行カレヌ故、代理人トシテ Y 雇ニ電報為替ヲ受取りニ行ク様出張ヲ命ゼシモ時節柄、露国兵ガ何時珍内ヲ侵スヤモ知レザルニ依リ出張セスト立派ニ断リマシタ、彼ハ現今珍内町ニ於テ軍部ト警察及ビ町内ノ民間幹部ガ不眠ノ状態デ応召者家族ヲ保護シ金品ヲ抛出収金シ之レガ生計ニ苦シマザル様努力協議奔走スル傍ラ日中ハ自己ノ本職ヲ執務スルノデ、之レガ長年月^{〔経〕}経続シタノデ小生ト同様何レモ身体ノ疲労ト衰弱ヲ来シ執務ニ欠陥ヲ生ジタルニ乗シ、珍内町ノ悪分子ハ、マージャン、賭博ニフケルモノ多数ニナリ、之レニ交リヲ結ンダ彼ハ家庭ヲ顧ミズ殆ンド数ヶ月家ニ寄付カザリシ状態ニテ此ノ事ハ後日本人ノ口ヨリ内田平五郎ト言フ林業人夫ニ酒宴ノ席上語ッタ言ヲ、内田ガ驚イテ直ニ私宅ヘ来テ報告シタ次第デ良ク其ノ当時ノ状態ヲ私ニハ目ニ見エル様ニ想像出来テ思ヒ当ル事ガ沢山アリマスノデ私ハ之レヲ真実ト認メマス、此ノ様ニ当時ハ珍内町ハ墮落シタノデー獲千金ヲ夢ミタル彼ハ、賭博ニ熱中シ、露軍飛行機ノ空襲ヲ口実トシ出張ヲ断然断リタルハ明白ニシテ、軍部ナラス町民ガ明日敵機ノ襲撃ヲ瞳察シ得ルモノハ其当時無カリシ状態デアリマシタ、夫レデ止ムナク高山事業手ニ真岡迄行ッテ貰ハントシ、呼ンデ話シテ見タ処彼ハ其当時、リョーマチスト、ニテ右手ノ使用不能ニテ食事ノ時ニ箸ヲモ持タレザル状態ニツキ、為替受取ニ対シ領収書ニ記名捺印モ不能ナルニ依リ茲数日小生ノ病状恢復スル迄真岡出張ハ差控ヘル事ト致シマシタ、此ノ様ニ次第故電報為替送金ヲ出願スル時、珍内郵便局ニ送金アル様、戦時特令ヲ以テ上局ノ御裁可ヲ仰ギ、直接私宛ニ珍内郵便局ヘ御送金下サレ度イ旨予メ上申致シテ置イタノデシタガ事実ハ矢張り旧来通りトナリ遂ニ代金受取不能トナリマシタ、其故止ムナク日銀ヘ電話ヲ掛ケテ真岡日銀ヨリ珍内ノ小生ニ為替金ヲ電送シテ貰フ事トシ真岡日銀ノ規則通りニ、札幌ヨリノ電報通知書其他之ニ関スル一切ノ書類ヲ日銀ニ提出スル事トシ、速達書留郵便デ八月九日ノ日ニ一件書類ヲ送付シテ代金ノ電送方ノ手続キヲ終了致シマシタ、真岡日本銀行ト電話打合ヲナシタ時ノ銀行員ハ三式ト云フ人デアリマシタ、

八月十日、警戒警報ガ出タ、小学校ハ本日ヨリ休業トナッタ、昨日午後一時ヨリ日露開戦ノ状態トナッタ由、本日鶴城市街ガ爆撃サレ市街ハ火ノ海^{（ママ）}トナルタ由、本日ヨリ珍内、久春内間ハ海路モ陸路モ交通杜絶トナル、

八月十一日、朝拾時頃ヨリ敵機来リ珍内町ヲ機銃掃射アリ、本日演習林ノ望楼ハ敵機ノ目標トナル旨、其筋ヨリ通知アリ倒壊セラレタ、其他白塗リノ気象観測用設備ハ全部取除方ヲ命ゼラル、夜十一時迄警戒保哨ニ立チ以後交替シテ防空壕ニ帰り家族ト共ニ睡眠ス、

八月十二日、本日モ数回敵機ノ掃射アリ、珍内町ノ婦人及ビ子供ハ強制的ニ下大川ニ連レ行カレ大学演習林事務所内ハ之ヨリ炭鉱事務所等大ナル建物ハ一切之レガタメニ使用セラル、小生独リ珍内ノ演習林ヲ警戒シ所員一同ハ夜中、眠レル子供ヲ背ヒ下大川ニ疎開ス、午前一時珍内駅出発、午前五時下大川ニ達セリ、

八月十三日、信用組合ニ、貳千円ヲ返金ス、空中ハ敵機ノ掃射絶間ナク、殆ンド日中モ防

空壕ニテ寝テイル始末ナリ、仕事ハ何事モ出来ズ、夕方牛ノ草ヲ刈リテイル処へ…
(中略) …ガ私ヲ呼ビニ来リ所員ノ防空壕ヘ一寸来テ呉レトノ事故、一寸行ッテ見タ
所、A宅ヨリ、アルコール、ヲ持ッテ来タ故私ニモ飲メトノ事デアッタ、盗用品ナラ
飲マスト云フタラ、Y雇ガ食料品其他全部彼ガA婦人ノ許可ヲ得テイル旨申シタ、Y
ガ酔ッテ脱線シ人ニ喧嘩ヲ吹キカケル様ニナッタ、一同ハ… (中略) …トデアッテ無
断デ役所ノ畳ヲ剥ギ防空壕ニ敷キ、火鉢モ持参シテ一見一家ノ世帯ヲ地下室ニ作ッテ
イタノニハ驚イタ、小生ノ防空壕ノ如キハ、製材所ノ、ハネ材ヲ購入シタモノデ其上
ニ蓆ヲ敷イタモノデアッタガ所員ハ此ノ頃ヨリ無断デ役所ノモノヲ持出シ^[得]特意ニナッ
テ使用シテイタガ、世相ガ一般ニ盗人ハ平気デ行ヒ無警察ノ状態デアルノデ、所内ノ
器具備品ヲ他ニ持出ス事ナク彼等ガ自由ニ使用スル位ハ当然責任者ノ承認ヲ得ナクト
モ良イト彼等ハ心得テイルノdeal、

八月十四日、別段記事ナシ、敵機掃射ハ常ニアリ、

八月十五日、下大川ヨリ妻子帰ル、真岡ノ日本銀行ヨリ、手紙来リ銀行ノ用紙へ巡視費
二、一九二円五〇 ト土工費 四、五七八円ヲ正式ニ記載シテ再送シテ呉レト申シ来
ル、此ノ銀行ニモ戦時アレ程電話デ打合済ニモ拘ハラズ銀行ノ規則ヲ楯ニトリ、銀行
ノ用紙ニ記載シタル請求書デナイト金ヲ発送セヌト云フノデ又其ノ用紙ニ記載シテ請
求ス、電報通知書モ、写シヲ同封シ書留速達トシテ送付セリ、珍内郵便局ニテモ書類
発送ガ不定ニツキ書留速達ヲ受付ケザリシモ強イテ頼ンデ、折フシ、自転車等デ郵送
スル郵便物ト共ニ送付セシメル様ニ頼ミ置キタリ、

八月十六日、八月十七日、本日ヨリ各地ヨリ避難民ガ久春内ヲ目指シテ多数移動シ中ニモ
恵須取及ビ塔路ノ避難民ガ続々珍内ニ来リ十七日ヨリ十八日ニカケテ一万人モ小学校
ニ収容シ、為メニ小学校ハ^[可]寿子詰ノ状態ニ立チ到リ、子供ノ死去、棄児、牛馬盗人、
搔サラヒ、等頗ル多シ、

八月十八日、午后六時ヨリ妻子ヲ発動機船ニヨリ退避セシムルコトナリ、其ノ行先キハ
絶対秘密トシテ本人達ヤ私ヘモ通知セズ警察並ニ町長ガ特ニ防諜ト言フ事ニ注意シ万
事秘密行動ノ下ニ珍内ノ全婦女子ト子供ヲ避難セシメントシタル行動ニテ食料ヲ五日
分許リ用意セヨトノ事デアリマシタ、

私宅及ビ所員ノ家族ガ出発スルニ当リマシテ、私ハ、全員ヲ派出所横ノ広場ニ集合セ
シメテ、 天皇陛下ノ万歳ヲ唱へ、一同ニ訓辞ヲ与へ、一同生別ノ覚悟ニテ、波止場
迄、所員ガ送りマシタ、妻子ヲ失ッタ所員ハ急ニ安心モ致シマシタ、代リニ又非常ニ
殺伐性ヲ帯ビテ来タ様ニ感ジマシタ、妻子ヲ送ッタ気船ハ六隻デアリマシタガ、珍内
ニ踏ミ止マル男子ノミガ涙ナクシテ之レヲ見送ル者ハ殆ンド独リモ居マセンデシタ、
夫レハ流言ニヨリ、妻子ハ夜中暗ニマギレテ、海上危^[險]区域ヲ脱走シ北海道ニ疎開セ
シメル計画デアルト云フ風評ガ専ラデシタノデ私モ其レヲ信ジテ居タノデシタ、

八月十九日、日露平和条約決定ノ噂ガアリマシタガ、朝五時家ガ震フ程ノ大砲ノ音ガ致シ
マシタ、私ハ恰度、妻子ガ居ナイノデ自炊用ノ米ヲ磨イテ居タ時デアリマシタ而シテ

午前九時頃ニ、昨日出発シタ気船中、一隻ガ撃沈セラレタ旨電話アリシ由ニテ、死亡者ノ名ハ不明ナルモ、珍内波止場ノ十三号艇ニ乗ッテ出タ者ハ全部ヤラレタ、トノ事デアッタノデ、私ノ妻子ハ全部死滅シタモノト思ヒ所員モ同様其考ヘデ、梅木雇モＹ雇モ、死体引取ニ久春内方面ニ出掛ケ度イト申出マシタガ、次ノ詳報アル迄待テト申シテ止メサセマシタ梅木ハ軍隊ノ方カラ暇ヲ見テ折々打合セニ帰ッテイタ

八月二十日、下大川ニテ官馬ノ子ガ生レタ由雄ナル由、本日夜食ヨリＹ雇宅ニテ所員一同食事スルコトトシ内田平五郎ト云フ人夫ガ全部煮炊キシテ呉レル事トナッタ、町医堀口貞夫氏ハ北樺組ト共ニ極秘裡ニ発動機船ニヨリ夜中北海道小樽ニ出奔セリ、

八月二十一日、梅木雇、本日午後ヨリ徴用ヨリ許サレ帰宅ス、

八月二十二日、鵜城ニ露国軍人上陸発砲ノ為メ、日本軍人ハ珍内ニ背進シタル旨開発会社ノ南条氏ヨリ聞キタルモ目下流言頗ル多ク何ヲ信ジテ宣敷ヤ不明ノ事多シ、

八月二十三日、本日小生宅ノ仔牛ヲ殺シテ所員ノ食料トセリ、本部ヨリ俸給九月迄三ヶ月分、八六八円送金シ来ル、

八月二十四日、珍内郵便局長ヲ訪問シテ真岡市ノ状況ヲ聞キタルニ数日前ヨリ電報モ電話モ不通ナル由、銀行モ郵便局モ皆焼カレテイルモノノ如シトノ回答デアッタ、

爾後別段変化ナキ日ノ記事ハ省略ス、

九月一日、露国軍隊百四十名珍内ニ来ル、林務所ヲ占領シ宿トス、大学演習林派出所前ノ日本海軍集積所ヲ検査シタ然シ演習林ヘハ来ナカッタ、

九月四日、本日町内ニ妙ナ風評アリ、夫レハ八月十八日脱走シ発動機船ニテ北海道ニ向ッタ筈ノ妻子ガ途中撃沈セラレズ生残リタルモノガ真岡ニ監禁セラレ居リ近ク引揚げテ珍内ヘ帰ルト云フ事デ、所員ノ妻子一同無事ナル由、但シ之レハ風評ニテ其ノ真否モ亦不明ナルモ妻子ガ生キテ居テ真岡ニ居ルト云フ事サヘ真実ナラバ何ヨリ結講^{【講】}ト思ッタ、夫レハ既ニ曩ニ撃沈サレテ死滅シテ居タモノトノミ思ッテ居タカラデアル、

九月五日、小生腹痛堪ヘ難ク小野医師ヲ電話デ呼び注射シテ貰ッタ、

九月八日、朝十二時（正午）、小生宅ヘ電話ガ来タ、出テ見ルト妻ガ久春内迄子供ヲツレテ帰り、直ニ電話ヲカケタノデ、非常ニ安心シタ、本日珍内ニ帰ル予定ナル由ナルモ陸路ニナルヤラ、海路ニナルヤラ不明トノ事デアル、本夜モ相変ラズ夜中ハ送電ナク、暗イ官舎デ独リ迷想^{【想】}ニ耽ッテイルト開発会社ノ南条氏ガ話シニ来タ、色々彼ヨリ町ノ様子ヲ聞イテイルト時計ハ何時シカ十一時ヲ報シタ、恰度其時妻ガ帰ッテ来タ、妻ノ話ス処ニ依ルト久春内ヨリ海路デ珍内ヘ午後八時ニ到着シタガ人員検査等ガ非常ニ嚴重デ其上、露助ハ頭ガ悪クテ、幾度モ幾度モ繰リ返シテ同ジ事ヲヤリ遂々十一時ニ帰宅ヲ許サレタ由、妻子一同無事ニ帰リタルモ一同空腹、憔悴シテイルノデ早速牛乳ヲ与ヘルヤラ飯ヲ炊クヤラシテ食事終了シタハ翌日ノ午前二時半デアッタ、聞ク処ニヨルト、真岡市ノ被害ハ相当大ニシテ死亡者数千人ニ及ビ火災モアリ、聞ク毎ニ驚クコトノミ、

九月二十六日、…（中略）…ノ娘、デフテリヤ、ニテ死亡セシヲ以テ珍内ヨリ徒歩ニテ下

大川ニ行ッタ、下大川ニテモ、蒲団ノ皮、五組モ剥ギ取ッテ綿ノミガ教官控室ニアッタ、… (中略) …ニ聞キタルモ役所ノ蒲団ニ非ザル旨申^訳開キヲナシ居タリ、但シ一見何処ノ所有物ナルヤ、推定ハ容易ナリシモ、時局既ニ旧時ト転倒シ日本国家ノ官有物ハ全部露国ノモノトナリタルモノト思ヒスカル行動ニ出タル者ハ彼ノミニ非ズ、加之現在ハ彼ノ娘ノ死亡シタル葬儀ニ来タ小生ノ事故、何事モ深ク語ラズ、供養ニ専念シタ、

目下、珍内、下大川ハ^(ママ)気車不通トナリ、徒歩ニテ下大川ニ行ッタ、珍内ハ昨夜来ヨリ露国軍隊ノ略奪激シク其為メ小生モ長ク滞在不能ニツキ当日通夜ノ為メ宿リ、明日火葬場ニ行キ、其足ニテ徒歩帰珍シタ、

九月二十七日、朝早く本願寺ノ僧侶来リ葬儀ヲ終了ス、直ニ火葬場ニ同行シ、午後三時帰途ニツキ六時帰珍シタ、

九月三十日、午前八時、四人ノ露国軍人来リ、靴ノ儘上リ、銃剣ヲツキツケ、先ヅ第一ニ、所有スル武器類ヲ全部出セト称シ、第二、ニハ時計、マンネン筆、第三、ニハ貨幣、紙幣ノ要求、第四、ニハ煙草、第六、酒、等ト色々要求シ銃剣ヲツキツケタ儘デ我々ニ押入レ其他箆笥ヨリ提出セシメシガ面倒ト思ッタカ、後ニハ彼自身到ル処ヲ探索シ約一時間ニテ引揚ゲタリ、其後正午ニ至リ又異ツタル露国兵四名来リ前同様ノ略奪ヲ行ヒシモ囊ニ大抵略奪シタル後ノ事故彼等ガ要求スル物少カリシ為メカ非常ニ機嫌悪ク小生ノ書籍箱ヲ覆シタリ、書物棚ノ書物類ヲ掻キ落シテ喜ンデ帰ル状態ニハ当方ニ於テモ非常ニ癪ニサハルモ、銃剣ヲツキツケテノ行為故、如何トモ為シ難ク、只此ノ第二四目ノ略奪ニ当ッテ、書籍ヲ投ゲテ、イタヅラ、セラレタノデ書籍中ニ、ハサミ置キタル日本紙幣百円札約三千円許リハ此際全部奪取セラレ、其ノ為メニ、未ダアルモノト思ヒシカ残余ノ書物モ全部、頁ヲ繰リ調べラレタニ依リ^[意]以外ノ長時間ヲ要シタニハ閉口シタリ、

十月一日、二日、三日、四日、ハ毎日午前八時ト正午ニハ必ズ四人宛露国ノ略奪軍人が来リ、自転車其他、シース類、^(ママ)手サゲ、鞆類、シャツ、ズボン、ズボン下等アラユル物ヲ奪ヒ去リタリ、妻女ヤ娘達ニ対シテハ、自己ノ着服セル、上衣ヤ、ズボン、ヲ破レヲ、ミシン機械ニ依ッテ修繕ヲ命ズル等ヲナシ、又台所ニ於テ砂糖ト焼塩トヲ見違ヘテ、一口ニ頬張り閉口シタリ、酒ト食酢トヲ見誤リ、ラッパ飲ミシテ、飛ンダ余興ヲ演ズル馬鹿者モアッタ、

十月四日、A婦人が真岡ニ退避中、留守中ノ官舎ニ押入り物品ヲ盗ミタルモノアリトカ、ニ付既ニ盜難届ヲ小生手許迄、提出中ノ処、小生モ時局ヲ考ヘ何ントカ^[秘]隠便ニ之レガ解決ヲナサントシ、所員ヲ集メテ数回ノ注意モナシ、且ツ、珍内ニ新ク来タ露国人ノ町長サンダーコフ氏ト警察署長及ビ旧日本人ノ町長ト三名ノ連名通牒ヲ示シ、之レニハ疎開留守中、略奪シタルモノハ、速ニ、夜中、又ハ早朝其家ノ玄関等ニ黙ッテ持参シ返却スルコト、万一之ニレ違反スル者アラバ厳罰ニ処ス、ト云フ地元ノ法令ヲ回覧板ニヨリ廻シ、第一番ニ南条氏ノ捺印アリ夫レカラ、Y氏ニ廻シ、第三番目ニ小生

宅ニ Y 氏ノ妻女ガ回覧板ヲ持参シタルニ捺印ナキヲ以テ小生ガ捺印ノ上持参セヨト命ジタルニ、目下、印ヲ蔵ヒ忘レ見当ラザルニ依リ後日捺印ノ旨申出タリ、第四番目ハ梅木雇宅ニ廻シ捺印ヲ得テ高山事業手宅ニ廻セルニ高山モ又、印ヲ粉失シタリト称シ本書ニ捺印ヲ拒メリ、之レニ依リ考フルモ妻子ノ疎開中、殊ニ小生ハ地元ニ於テ所長以外ノ戦時ノ公職トシテ、地元産業組合顧問、恵須支庁管内（西海一帯）ノ教育会顧問、演武会顧問、農業会顧問、北樺組産業会顧問、其他、愛林組合顧問、火防組合顧問、産業報国会顧問、隣組長、馬櫓組合、畜産組合顧問、地元信用組合相談役等十二三種ノ組合ノ顧問ニ祭り上ゲラレ居ル事故、常ニ之等ニ対スル交際上ノ出費ハ無論ノコト其他相当挾金並ニ寄附金ヲセネバナラヌシ、常ニ打合会アリテ留守勝ニツキ帰宅後、日用品及ビ食料ノ粉失盗難ハ毎度ノコトナルモ、現在如何トモ之ヲ防グ事能ハザル状態ニアリキ、斯カル状態ニツキ地元ノ町長ヲ訪問シ A 宅ノ盗難届ヲ示シ、且ツ拙宅ノ粉失物ノ状況ヲ訴ヘ此際一般ノ公職ヲ拝辞スル旨申出タルニ、町長曰ク、目下日本人ノ盗人等出ヅル場合ハ露助ノタメニ、銃殺ハ免レザルベシ、且ツ現在、松尾サンノ公職拝辞ハ、町民統制上、並ニ露助対諸事打合協議ノ際本町ニハ教育ヲ受ケテ居ル者頗ル稀ニツキ此際万事、内輪デ^{〔総〕}隠便ニ解決シテ頂キ度イト称シ聞キ入レザルニツキ、其旨 A 婦人ニ伝ヘ、犯人モ略ボ目星ツキ居ルモ証拠ナキヲ以テ、盗品ガ出現スル迄時期ヲ待ツコトトセリ、

十月十二日、珍内林務出張所ニ於テハ上局ト協議ノ上、九月三十日現在ヲ以テ辞表提出ノ希望者アラバ提出セシメ、各自ハ自由ニ自活ノ途ヲ得サス事ニ決定シタリ、然ラザレバ月給ハ貰ヘルカ否ヤ不明ニツキ其通り申渡シタル旨通知アリタルニヨリ、小官モ所員ヲ集メ其通り申渡シタル所所員ノ意見ハ左ノ如シ

退職金ヲ所長ガ立替ヘテ支払ッテ呉レレバ直ニ辞表ヲ提出スルモ其金ヲ貰ハヌ内ハ役所ヲ止メナイ、ト申シタルニヨリ、所長ハ諸氏ノ退職金ガ各自何程トナルヤ知ラザルコトニシテ、之レヲ他ヨリ何程借りテ立替ヘテ宜敷ヤ金額モ不明ナリ、平素毎月所長ガ二分六厘ノ利子ニテ借金シ人夫其他ニ立替ヘ居ルノハ、官金、又ハ公金ノ立替ニ非ズ、個人ノ貸借関係デアル、官金立替ハ上局ノ御裁可ヲ要スルモノナル旨説明セリ、所長モ亦家族多ク貯金少クシテ到底幾万ト云フ事業費及ビ毎月、一ヶ月遅レノ所員ノ俸給其他ヲ全部、立替ヘルニ及ンデハ日歩二分六厘ノ利息ノミニテモ莫大トナリ、所長ハ生活不能ニ陥ル事明^{〔明〕}遼ナル旨ヲ説キ平素所長ガ信用組合其他民間有志ヨリ毎月借用スル時保証人トシテ諸氏ノ印ヲ懇請スルハ、全ク個人関係ノ貸借ニヨリ、会計規則ニ抵触セヌ様努メテイルノデアル旨ヲ訓示セリ、茲ニ於テ所員ハ左ノ如ク再ビ申出デタリ、

左様ナ次第ナラバ所長一人ニ迷惑ヲカケル事ハ非常ニ氣ノ毒ニツキ既往モ知ラズ知ラズノ内ニ非常ニ厄介ニナッテイタ事ヲ今知ツタ次第ニツキ、今后ハ所長ガ露助ト万事ニツケ交渉ノ場合ハ、所長ノ交渉ノ結果ニ一同ガ承服シ、交渉ノ結果ハ、何ウセ敗戦國ノ官庁故、良イ事ハ少ナキモノト仮定シ、交渉ノ吉凶ハ自然ノ成行ニ委シテ万事ノ

交渉ハ小生ニ委任スル旨回答アリ、
十月二十日、役場ヨリ電話アリ、役所ノ椅子四脚露助駐屯軍ニ徴用セラレ役場ノ小使ガ、
リヤカー持参デトリニ来タ、
十月二十五日 初雪降ッタ、三分位積ッタ、
十一月一日 露国人、ウォーコッフ氏ト通訳日本人、佐藤剛ナル者、来リ、演習林ノ書物
一式、器具、機械、備品、消毛品、全部ヲ没収シ、其ノ保監方ヲ私ニ命ジ、演習林ノ
官舎ニ至ル迄其ノ内外ノ取調ヲナシ、当夜ハ珍内町、榊屋旅館ニ宿泊スル故晩ハ宿ニ
来ル様命令シ、露国軍人、中佐バラノフ（伐採実行係）、アガライノイッチ（供給係）
ニ面会シテ以前ト同様ナ仕事ヲ継続実行セヨ、ト命ジタリ、
当夜榊屋旅館ニ行キシ処、開発会社員ニシテ樺太西海岸ノ伐採主任、福井勝一郎氏、
及ビ樺太庁ノ今井技師等モ、バラノフ中佐ニ引率セラレテ此ノ宿屋ニ居タノデ、私ハ
今井氏ニ面会シテ大学演習林ノ将来ト現在小生ノ取ルベキ手段ヲ打合セタ所、今井氏
曰ク明日豊原ヘ帰ル故珍内北大演習林ヲ露助ガ如何ニ処理スルカ其ノ計画ヲ建テテ一
週間後ニ手紙デ返事ヲスルカラ、其ノ計画ニヨッテ既往ノ演習林ノ人ハ夫レニヨッテ
進退ヲ決シタ方ガ宜シカラント申シタノデ其様ニ実行スルコトトシ、今夜、バラノフ
中佐其他ノ露助ニ面会スルコトヲ避ケタリ、其後何日経ルモ今井技師ヨリ手紙来ラズ
単独打合ノタメ豊原出張ハ危険ニシテ身動キ出来ザル状態ニ在リ
十一月五日、下大川ニ俸職セル相沢作業手ノ妹ガ曩ニ、珍内ノ婦人達ヤ子供達ト共ニ真岡
ヘ退避中、露助ノ機関銃ノ掃射ニ会ヒ死亡セルモ死体ハ其儘ニ打棄アル模様ニツキ埋
葬ノ為メ、決死ノ覚悟デ父親ト共ニ行クト申シテ、当所ヘ挨拶ニ来タ故、私ノ方デ
モ、本年八月八日ニ、本部ヨリ送金ノ電報為替、四、五七八円〇〇〇ノ口ト、二、
一九二円五〇〇ノ口トノ、送金電報及ビ之レニ関スル書類ヲ曩ニ珍内ヨリ、書留速達
郵便ニテ真岡日銀ニ送付シ置キタルモ、其後送金モナク、返事モナイノデ、真岡日銀
ニ不着ト思ハレルノデ、決死ノ覚悟ト用意ヲシテ真岡ニ出ル相沢ニ此ノ事ヲ依頼シ確
メサシタ所十月十三日迄ニハ真岡日銀ニ不着ノ旨、報告アリシニツキ、珍内郵便局ニ
対シ本日調書ヲ添付シ取調請求書ヲ提出シタ、
十一月九日、降雪ニ寸、木原木材商会ヨリ成田氏来リ本原木材会社珍内出張所主任、珍田
彦三郎氏ガ直接、豊原ノ露助ヨリ大学演習林伐採事業ヲ命ゼラレタルニヨリ、下大川
事業所、其他ノ小屋全部ヲ使用スル旨申出タ、
十一月十三日、露助ウォーコッフ氏及ビ通訳佐藤剛、来リ、私達一同所員ト共ニ演習林ヨ
リ立退キヲ命ゼラル、一同困難ノ極ニ達ス、其故私ハ所員及ビ露人ウォーコッフ、ノ
前デ、大学演習林内ノ建物中、派出所ト、所長官舎ト会計ノ居ル官舎（目下A夫人独
り留守居中）ノ三戸ハ官有物デ其ノ証拠ハ、トタン製ノ青屋根デアルガ、其他ノスベ
テノ建物ハ仮建物デ歴代ノ所長ガ立木ヲ払下ヲ願ヒ自己用トシテ建テタルモノデ之レ
ヲ引継ギタル所長ノモノデ私物デアツテ官有物デナイト申し、相当厳シキ取調ヲ受ケ
タルモ頑張り通シタ為メ、所員ハ其儘移転スル事ナク住居シタルモ所長ハ追出サレ、

佐瀬氏が以前住居シ居タル建物ニ引越スノ止ムナキ状態ニ立到レリ、会計係員ノ官舎ニハ目下 A 夫人ガ居リ曩ニ、大西大三氏が当所演習林ノ官吏トシテ任命セラレタ時、官舎開ケ渡シ方ヲ当人ニ通知ノ処、A 婦人曰ク、妾ハ林長ヨリ直接命令アル迄此処ニ居ル決心デ囑託所長ノ命令ハ聞カヌ、ト申出デ其儘ニ経過中ノ処今般露人、チュウヘニコフ、ト云人ガ所長トシテ当所ヘ赴任シ所長官舎ニ来リ、A 夫人ヲ掃除婦トシテ使役スル事トシタルニ彼女ハ飽ク迄モ虚栄心高ク、御産ノ時ニ雇ヒタル下女ヲ、僅カニ、一一二週間シカ使ヒ得ヌ者ナルニ拘ハラズ、露人ニ対シ、妾ハ常ニ下女ヲ雇ヒテ生活シテ居タ当演習林唯一ノ本官ノ妻デ、掃除婦ノ如キ仕事ハシタ事ガナイト申出デ仕事ヲセスノデ遂ニチュウヘニコフ、モ怒ッテ彼ヲ放逐シタル次第デスガ、彼ガ放逐ノ憂目ヲ見ル以前チュウヘニコフ所長ガ珍内町ニ赴任スルト相前後シテ、木材ノ伐採利用方面ニ対シテ露人、ザッカソウスケ、氏が樺太西海岸ノ山林ノ総師トシテ珍内ニ赴任シ、其ノ勢力ハ非常ナルモノデ、到底チュウヘニコフ氏等其足許ニモ及ビツカザル権力ニテ此ノ者ガ、町内ニ自己ノ事務所ヲ設ケ通訳ヲ持ち、自己ノ邸宅及ビ其他自己名義ノ家屋ヲ数軒買占メ、事務所ニ採用ノ日本人技術者トシテハ先頭第一ニ私ヲ雇傭シタルタメ、私ハ本年ノ十二月ヨリ、ザッカソウスケ事務所ヘ一人デ行く事トナリ所員及ビ演習林ト別レテ町ノ事務所ヘ^{〔奉〕}俸職スルコトニナリマシタ為メニ、A 婦人ノ事ハ其後良ク知りマセンガ、彼ガ町ヘ追出サレタ後モ各借家デ家主ヨリ嫌ハレ一一二ヶ月デ追出サレテ各所ヲ、サマヨッテ居ル事ヲ噂デモ聞キ、且ツ私モ見テ知ッテ居マシタガ如何トモシテヤル事が出来マセンデシタ、其レ程日本人ハ露助ニ圧倒セラレテイマシタ、

八月十五日以降ハ A 婦人ノミナラズ、所員一同モ全ク演習林関係ハ打離レタ気分デ現在迄モ演習林ニ御世話ニナッテイル Y 雇ノ如キハ極端ニ所長ニ向ヒ今后ハ終生大学ニ御世話ニナッテ居テハ食ハレヌノデ御世話ニナラヌカラ、之レ迄ノ様ニ松尾サン、モ所長ト心得テ我々ニ物ヲ言フテ呉レテハ困ル、同等資格ノ一平民トシテ交際シテクレト二回迄モ申し出デ、又夜中、Y ノ妻女ガ同様ノ言葉ヲ小生ノ妻ニ申し来リ、之レヲ小生ノ居ル前デ申シタノデス、其故他ノ所員モ皆八月十五日以降ハ演習林ハ無イモノト心得、諸物品ノ如キモ自由ニ所長ニ承認ヲ得ル必要ナシト Y ガ唱ヘ出シテ、自由ニ出シ入レシテ居タノデ、他ノ所員モ自然之レニ習フ様ニナリマシタ、

昭和二十一年四月、露国官憲ヨリ厳シイ取調べガ私ノ身ノ上ニ起リマシタ、毎日朝早くヨリ晩遅ク迄、朝鮮人ノ通訳デ取調べラレマシタ、夫レハ演習林ト云フ文字ヲ軍隊ノ演習ト取りマチガエラレテ、武器弾薬ヲ山中ニ隠シテイル者ト云フ疑ヒダッタソーデス、約一週間食事ハ大豆ヲ与ヘラレ、非常ニ^{（ママ）}困リマシタノデ、通弁ノ、ポケットニ、百円入レテ食事時間ハ自宅ニ帰ラズ町内デ飲食店ヤ親戚宅デ食バルカラ外出サシテクレト露助ニ頼ンデ呉レト申シタラ百円ノ効果直ニ現レテ其日カラ許シテクレマシタガ絶エズ朝鮮人ガツイテ来ルノデ之レニ馳走スルノガ仲々高価トナルノデ終ニハ親戚ノ宅ニ行キ食バルコトニ致シマシタ、朝鮮人ノ通訳ヨリ聞クト、私ノ身分ヤ正直ナ

事ハ良ク露国官憲モ了解シテイルガ既往ノ部下ノ内或者ガ、チュウヘニコフ、氏ヘ私ノ悪口ヲ言ヒ私ヲ演習林ヨリ早ク追出シテ、演習林内ノ諸道具ヲ売り彼等ノ欲望ヲ満足サセントシ現在ヤッテイルト申シテ私ニ聞カセマシタ、夫レデ罪モナイ、思ヒ掛ケナイ事ノ為メニ私ハ一週間モ調べラレマシタガ、部下ガ申ス通り、大湊ノ海軍司令部ヨリ片岡大尉（敏夫）氏ガ毎度打合ニ来リタル、防諜ヲ厳禁^守セラレ、派出所デハ一切語ラズ全部所長官舎デ妻子ヲ追出シテ打合ヲ遂ゲテ居タノデ所員ガ、ツマラヌ事ヲ思ッタカモ知レマセンガ雇人ヤ傭人輩ハ軍部モ露助モ相手ニシテ居ナイガ、彼等ハ自分トシテハ頭モ腕モ所長ト同様出来ルモノトシテ露人ヲ欺キ果セルモノト考ヘテ、ホンノ一時的ノ浅墓ノ考ヘカラ、口ヲスベラシタノガ原因デスクノ如ク私ハ、ヒドイ目ニ会ヒマシタ、然シ之レニヨリ私ノ身分ハ良ク露国政府ニワカリ、私ノ言葉ノ真否ヲ実地取調べノ為メ、露国ハバロフスク分科大学ヨリ、グローフ博士ガ来テ三日程取調べマシタ、同先生ハ造林方面ガ詳シクテ私ヘ質問シタ要示ハ左ノ如キ問題ノ下ニ御聞取ガアリマシタ、

一、カラフト、ニ対スル殖民政策ノ要義

二、君ハ如何ナル仕事ヲシテイタカ、

三、日本ノ大学ニ森林牧畜ノ講座ガアルカ、

四、トドマツ、エゾマツ、ノ種子及ビ養苗、並ニ造林法ヲ陳ベヨ、

五、私宅ノ参考書類ノ取調及ビ学生時代ノ、ノートノ取調べガアリマシタ、

約三週間ノ後、今度ハ、セリゲーフ博士ガ来テ斫伐ノ、メンタルテスト、ガアリマシタ、私ハ長ク道庁デ立木伐採主任ヲシテイタノデ、之レニモ、ウマク、パッサシタラシク、同博士モ非常ニ悦ンデ歸リマシタ、同博士ノ、メンタルテスト、ノ内中島先生ノ材積表ト樹幹析解ノ二冊ヲ英語デ説明セヨト命ゼラレタニハ少々困リマシタガ聞イテ居ル奴ガ頭ガ出来テイルノデ、私ノ説明ハ零デモ、良ク了解シテクレテ、特ニ材積表ノ、樹高測定ヲ為サズニ、材積ヲ出シスベテ直径階別ニ集計スル方法ニハ全ク感心シタト見エテ試験終了後、ポケット、ヨリ、強イ酒迄出シテ私ニ飲マシテ、上記二冊ヲ豊原迄持ち歸リマシタ、其レガ終ツテカラ約一週間後ニ、私ハ、ハバロフスク大学ノ教授ト云フ事ニ決定シタソーデ、現在ザッカソースケ事務所デ働イテイタノヲ又元ノ大学演習林ニ歸リ、新ニ、露国ヨリ送り来レル学生達ト共ニ勉強スルコトナリ、其代リニ既往ノ部下ノ Y ヤ梅木ハ演習林外ヘ追出サレル事トナリ、私ノ月給ハ、ハバロフスクノ大学ヨリ送金セラレル事トナリマシタガ其ノ送金ハ、ザッカソースケ事務所デ立替払ヒトシテ居マシタ、不思議^議ナ事デ月々月給ノ高ガ異ルノデ不思議^議ニ思テ、他ノ露人ニ聞イテ見マシタガ、其ノ様ナ事ハ無イ筈ト申シテイマシタ、然シ之レヲ、ザッカソースケ、ニ詰問スル勇氣ハ無カッタノデス、食ベテ行カレテ早ク日本ヘ歸シテ呉レレバ、金ナンカ、食ベル丈ケデ良イト思ッテイタカラデアリマス私ノ息子モ樺太医専ノ三年生デ、山下炭鉱病院長デ私ノ月給ヨリ二―三位倍ノ多イ月ガアルカト思フト、次ノ月ニハ略ボ同価格デアツタリ、丸デ会計ハ零デ計算ニハ非常ニ時間ヲ

要シ、要スルニ主任ノ自由デ命ゼラレル儘ニ会計ハ毎月集計シテ支払ヒシテイル事実ハ、会計ヘノ支払命令書ハ常ニザッカソースケ、ガ自筆デ決定自書シテ居ルノヲ見テモ明ラカデアリマス

私が、ハバロフスク大学演習林教授トシテ、約二十万円余ノ予算計画ヲ建テテ昭和二十一年度ノ事業計画ヲ一週間以内デタテサセラレタガ之レガ又ウマク成功シタトカ、デ昭和二十二年四月カラ、予算金四十万円デ計画案ヲ作ルコトナリ四月ヨリ、モスコウ大学ニ転勤シテ籍ヲ、モスコウ大学ニ入レヌト分科大学ノ、ハバロフスク、デハ予算ガナイトノ事デ私ノ月給モ、今度ハ、モスコウ大学ヨリ送金ノ事ト決定致シマシタガ、私ハ近来非常ニ健康ヲ害シテ疲労シテ来マシタノデ強ヒテ上申シテ、帰国サシテ頂クコトトシ、五月十九日ノ電報デ、スターリン、ノ許可トナリ、二十二日珍内ヲ出発シテ一家全部打連レテ帰国スルコトトナリマシタガ、書物ハ全部、書イタモノ全部押収サレ、多年調査シタ事モ、多年買ヒ収メタ四百冊許リノ書物モ全部無クシテ仕舞フ運命トナリマシタガ今後ハ聊カ国家ノ為メニ、自己ノ趣味ト信念ヲ以テ林業上ニ最後ノ貢献ヲ少シデモナシ得ル事ガ出来タラ幸福ト存ジナガラ老軀ニ鞭チ短カキ余生ヲ送ラントシテイマス

全樺太滞在中、私ノ所員及ビ私ハ、外ノ日本人官吏ニ比較スルト非常ニ良イ待遇デアッタト考ヘラレマス、夫レハ樺太庁ノ技手デ珍内林務署長デアッタ西岡寅雄サン（本校実科卒業生）ハ、私ト同様ザッカソースケ事務所ニ、私ヨリ約一ヶ月遅レテ来マシテ万事国有林ノ伐採カラ保護ヲヤッテイマシタガ私が、演習林ニ帰ル様ニナツテカラ間モナク、ザッカソースケ事務所モ首トナリ、只、町内会長トシテ日本人ノ配給品ノ仕事トカ、スベテ日本人ノ世話ヲシテ居ラレマシタガ奥サンハ徴用デ今日ハ久春内其次ハ泊居ト云フ風ニ幼イ二歳ノ子供サンヲ背ツテ、漁場ノ網引等ニ連レラレテ行キ非常ニ困ツテ居ラレル様デシタ、署長ガ其次第デスカラ部下ハ申ス迄モ無ク悲惨ノ運命ヲ辿ツテ居タノデアリマス、其レニ引キ換ヘテ私及ビ私ノ部下ハ、珍内第一ノ食糧保持者デ畑ヨリ得タ五舂芋ノミデモ月給ノ幾倍ト言フ収入アリ非常ニ幸福ニ暮シ得テ居ル事ニツイテハ私ハ林長殿ニ対シテモ申訳ガ立チ、部下ハ妻女ノ一人タリトモ徴用ナンカニ、カケテ悲惨ナ思ヒヨサセ、漁期猟師ガ宿ル番屋ト言フ様ナ海岸ニ建テタ堀立小屋ニ住マス様ナ事ハ一人デサセズニ共ニ暮ス事ガ出来タノハ、部下ガ熱心ニ働イタカラデモ、有リマシヨウガスベテハ北大ト言フ大キナ権威ノ許ニ養成サレタ教養アル者ト露助ガ思ヒ込ンダニ外ナリマセン、私ノ様ニ多数ノ家族ヲツレテイル者デモ別段露助カラ非常ナル忍ブベカラザル压制ヲ加ヘラレタ事モアリマセン、当時モ、現在モ、現在樺太デハ珍内ガ一番事業地トシテ重大視サレテ居リ、他ノ豊原、大泊、真岡ニ比ベルト非常ニ生活モ安定デシタ夫レハ天産物タル、石炭ト林木ト漁業ガ盛ンデ、従ツテ金巡リガ良ク俸給ヤ日給ノ不払ヒ等ガ比較的少カッタ為メデアリマス、其様ナ関係デ露国カラ来ル知名ノ人トカ、又ハ事業家トカ、多少デモ、エライト言ハレル人ハ皆一度ハ珍内ヘ視察ヘ来マス、其時ハ必ズ大学演習林ヘ来マスノデ、私ガ面会スル

事トナッテイタノデ私ハ非常ナル虐待ヲ受ケル事無ク終リマシタ、露助ハ階級制度ガ非常ニ喧シクテ、主任（ナチャイニツク）ノ命ニ従ハヌモノハ本国ヨリノ命ヲ待タズニ、許可モ要セズ直ニ首ニスル事が出来マス、従テ、病氣等デ欠席スレバー一日何程ト日割ヲ以テ月給ヨリ収入ヲ控除スル権利ヲモッテイマス、其ノ為メ、主任ハ之レヲ悪用シテ欠席モシナイ者デモ日本人ニ対シテハ遺憾ノ点ガ諸々ニアリマシテ、私服^{〔腹〕}ヲ肥ヤシテイル事ハ殆ント何ノ処デモ見受ケラレマスガ其ノ待遇トカ身分地位ニ対シテハ現職ニ在ル限り立派ニ規則ニ尊敬シテ居マス、日本ニ於テ恰度私ノ身ノ上ニ比較シテ申シテ見マス、囑託デ所長ヲ兼ネテイルモノ即露国ノ、ナチャイニツク、ハ頗ル權威ヲ持ッテ居リマス、年俸囑託ト月俸囑託トヲ同一ニ考ヘタリ、同一ノ席ニ待遇スル様ナ事ハ決シテ致シマセン、出勤簿モ露助ノ事務所ニアリマスガ二冊ニ別レテハ居マセンガ順位ハ明カニ区分シテアリマシテ、各係ニヨリ、纏メテ居リマス、而シテ主任ガ毎日之レヲ監査シテ居マス、従テ始メテ入社シタ新シイ露助デモ直ニ自分ノ上席ノ人ヲ知り其ノ名前ガ直ニ知ラレ、上席ノ人ノ命ハ無理デモ黙ッテ服従シテ居マス我慢力ハ確カニ日本人ヨリ強イ様ニ思ハレマス、日本デモ内務省、北海道庁デハ年俸囑託ノ青木庄吾郎氏ハ青テーブル、デ本官ノ技手ヤ雇員ヲ使役シ出勤簿モ立派ニ高等官ノ出勤簿デアリマス、諏訪卯三郎氏ハ判任囑託デ長イ間私達ト同様ニ同シ出勤簿デ加之俸給ノ順位デアリマシタ、勅令ニ於テ定マッテイル官吏服務規律ヲ速ニ行ハス為メカ、私ニモ不可解デスガ一般ニ発令ニナッテイル外括ノ規定デハ本官ノ次ニ囑託ハ据エテ、アリマスガ此ノ囑託ヲ年俸者ト月俸者トニ分ケル場合、囑託者ハ自己ヨリ下位ノ俸給ヲ貰ッテイル者ノ下ニ属スルモノトセバ囑託所長ト云フモノハ今後廢シタ方が宜シイ様ニ考ヘラレマス、然^{ママ}レ内務省特ニ道庁ノミカモ知レマセンガ道庁吏員ナラバ此ノ様ナ心配モナク、部下ノ統禦ハ充分出来ル次第デ従テ A 婦人ノ言ノ様ナ事ハ起リマセン露国デハ此ノ様ナ面倒ナ事ハ無イ様デ俸給順位ガ規則ダッテ居ル様デス、

【資料2】「復命書」

復命書

昭和二十二年八月十一日

原樺太演習林派出所長

松尾憲一

北海道帝国大学演習林長 中島広吉殿

目次

- 一、樺太演習林最期ノ状況
- 二、林木処分関係
- 三、物品監守者トシテノ復命

- 四、既往ノ所員ノ状態
- 五、事業費支払関係終末
- 六、持帰品
- 七、添付物（終戦当時ノ日記）

一、樺太演習林ノ最期ノ状況

昭和二十年十一月一日^{ソビエツト}露国政府ヨリ、ウォーコフ氏来リ樺太演習林派出所ヲ精査シ最後ニ派出所ニ施錠シ小職ニ対シ所長官舎ノ立退キヲ命ジ、且ツ^{ソビエツト}露国ノ大学演習林所長チュウヘニコフ氏ガ赴任スル迄、備品、消耗品等全部ノ保管ヲ小職ニ命ジ十一月二日豊原ノ、サガリエン総局ニ帰リタリ。

十一月二十日、^{ソビエツト}露国官吏チュウヘニコフ氏赴任来所アリ所長官舎ニ住居スルト共ニ所員及ビ小職ト立会ヒノ上、備品、消耗品ノ受渡ヲ修了セリ、引継ギハ頗ル簡単ニシテ現存物品ヲ立会ノ上、引渡シタル丈ケニテ、書類トシテハ現存物品ヲ立会フ際、双方ヨリ記載シ其ノ記載書ヲ提出シタルニ過ギズ、其ノ写書類ハ日本ニ持参^届スルコトヲ許サレズ、私物ノ書籍類ト共ニ日本語、外国語ヲ問ハズ、総ベタインク、デ書イタモノ、鉛筆モ全様書イタ物一切、ト共ニ全部没収サレタルニ依リ、本報告書ニ添付スルハ不可能トナリタルモ、本部ニ存在スル台帳ト余リ変化ナク、只消耗品ト歟其他ノ備品ニテ破碎シタルモノノ少量程ガ減少シテイルモノト思料ス

役所備付ノ備品、消耗品其他ノ台帳類及ビ軍機ニ関スル秘密書類及ビ親展書類綴ハ全部焼却シ置キタリ、

（二）林木処分関係

昭和十九年度処分関係ノ林木ハ軍用材トシテ樺太開発会社ニ契約セルモノヲ以テ最後トス、本材ハ大湊海軍部ヨリ多大ノ注文アリ、其一部ヲ北大演習林ヨリ供給スル事トナリ、樺太開発会社ノ手ヲ経テ北大ニ買受申込書提出アリシニ付、所長ハ不取敢単価評定書ヲ添付シ、尚本材ハ軍用材ニシテ昭和二十年四月迄ニハ全部伐採ヲ終了シ五月流送ニヨリ珍内土場ニ引付ケ、製材ノ上、海岸防備材（飛行場作製用材）トシテ使用セラルルモノニツキ特急ヲ要スル旨、片岡海軍大尉ヨリ再三ノ交渉アリ、所長モ全氏ト共ニ所長官舎ニ於テ徹^夜屑書類調製、上申書モ軍事上記載許可セラレル迄記載シ同氏ノ検閲ヲ経テ後、速達書留トシテ上申セシ処御認可遅滞シタルヲ以テ軍部ハ正式御承認ヲ相待ツ事不能ト申出デ昭和十九年春季ヨリ珍内警察署長ニ命ジテ造材人夫ヲ西海岸ヨリ募集スルト共ニ広ク樺太東海岸ノ全警察署長ト連絡ヲトリ、多数ノ造材人夫ヲ集合シ、軍部ト警察トガ直営ノ形ヲ以テ多数ノ造材人夫ヲ上大川ニ集中シ六、七、八月頃迄ニ諸般ノ準備ヲ全部終了シ伐採ヲ開始セリ、

開発会社ハ事実上、只名目ノミニテ、契約ノ^{営業者}統治者タルヨリ外何事モ為シ得ズ、林内ヘモ行クニハ、其筋ノ許可ヲ得ルニ非レバ小職ト全様立入ル事不可能ノ状態ニテ珍内大学

演習林内ノ仮建物^元デ雇、佐瀬雇ガ居タ住宅ニ開発会社ノ雇、南条由雄ナル者ヲ住マシメ、北大本部ト開発会社ト地元珍内演習林ト軍部トガ常ニ連絡ヲ保チ事業ノ実行ニ着手シテ居リ恰モ開発会社ノ手ニ依リ伐採シテイル様ナ表面形式ヲトッテ居タニ過ギザル次第ナリ、夫レデ軍ヨリノ依頼モアリ、林木伐採方御認可ニナリ次第其日ノ中ニ代金速納出来ル様、私ニ心配シテ置イテ呉レト申サレルノデ会社側トモ協議致シマシタガ、会社モ創立後未ダ若クテ契約ニ要スル保証金トシテノ国債ハ手持チ無シト申シ、現金モ大学ヨリ指令書ガ来レバ直ニ徴達可能ナルモ現在ノ処デハ、軍ヨリ莫大ノ事業ヲ樺太中ニ沢山実行シツツアリ、速座^[聞]ニ、二三〇、一六七円ヲ速納セントセバー週間位要スル由、申出アリタルニヨリ、止ムナク私ハ所長タル立場上、大学ヨリ伐採方御承認ノ電報ガ来ル迄該金ヲ徴達致シ置クコトトシ万事、軍ノ御希望ノ通り実行シタノデ軍ヨリ非常ナル賞讃ト丁寧ナル御手紙ヲ頂キ来知志ニ立派ナ飛行場ヲ完成スル事ガ出来マシタ、本件御契約済ノ上、伐採認可御指令ハ昭和二十年四月八日珍内ヘ到着シタルニ依リ、四月九日樺太開発会社林業課長小沢清太郎ノ名義ノ下ニ代金ヲ北大演習林ヘ納付シ茲ニ本学演習林立木処分事業ハ完全ニ成立スルト同時ニ完結セル次第ナリ、

(三) 物品監守者トシテノ復命

昭和二十年十一月一日^{ソビエット}露^{ソビエット}國人ウォーコッフ氏来リ演習林ノ全物品ヲ押収シ、施錠ヲナス、而シテ十一月十三日再来シテ所長及ビ所員ノ立退キヲ逼リ十一月二十日所長ハ官舎ヲ立退キ新ニ赴任シ来レル露^{ソビエット}所長忠忠仁古府氏ニ対シ、旧所員立会ヒノ下ニ、備品、消耗品ニ至ル迄一切ヲ引渡シタ、

(四) 既往ノ所員

昭和二十年十一月一日以降ハ所長ハ演習林派出所ニ行ク事ヲ中止セリ、十一月十三日忠忠仁古府来所ト共ニ、私ハ^{ソビエット}露^{ソビエット}助ノ大学演習林トシテ此処ニ止ルコトヲ許サレズ、珍内町ニ赴任シテ居ル別ノ^{ソビエット}露^{ソビエット}助雜賀宗助氏ト称シ樺太西海岸一帯ノ利用方面ヲ司ル主任ノ事務所ヘ出勤スル事ニ決定シタ故十一月以後ハ演習林内ノ事ハ少シモ不明ナルモ旧部下タリシ、Y、梅木、高山、A 婦人ハ、新来ノ所長ニ使ハレル事トナリ、殊ニYハ日本大学演習林ノ技手デアルト自称シ特別ノ待遇ヲウケ、雜賀宗助ノ事業デモ北大演習林内ノ畑地等ニ苗圃ノ計画ヲスル場合ハ松尾氏ニ委セズYニ申込メト雜賀宗助ニ伝ヘテ呉レト私ヘ鉛筆書ノ手紙ヲ寄越ス程ノ権^威者トナリ当初数ヶ月ハ祝宴ガ相当継続シ部下所員ノ身ノ上ハ非常ニ幸福ニシテ珍内第一ダト町民誰一人羨望セザル者ハ無カリシ程デアッタ、

(五) 事業費支払関係終末

昭和二十年度巡視人俸給及ビ林道工事費ハ時局切迫シタ現今ニツキ珍内ノ現状ヲ上司ニ具陳シ代金ハ珍内郵便局ヲ経テ所長直接ニ御送金方ヲ稟請シ置キタルモ八月八日夜九時珍内郵便局ヨリ電話ニテ札幌北大本部ヨリ真岡日銀ヘ対シ 六、七七〇円五〇銭ノ送金

アリタル旨通知アリ、当時小職ハ病臥中ナリシモ八月九日電報通知書ヲ郵便局ニ取りニ行キマシタ、戦時中ハ電報モ手紙モ郵便局ヨリ配達ナシ、町へ出ル毎ニ各自ガ郵便局ニ立寄り持参スル規則トナッテ居タノデ、行ッテ見ルト、四、五七八円ト二、一九二、_円五〇銭トノ二通デアリマシタガ、私ノ病氣ト、昨今自動車ノ交通杜絶デアッタ事トY雇ニ所長ニ代ッテ代金受取方ニ対シ出張ヲ命令シマシタガ時局ハ旅行ガ危^{〔険〕}儉ニツキ病ヲ押シテ所長出張スベシト回答シ、出張命令ヲ拝辞セリ、梅木雇ハ軍部ニ召集セラレ不在、高山作業手ヲ出張セシムル可ク派出所ニ呼ビタル処昨今彼モ半身不随ニテ殊ニ右手ハ食事ノ際箸モ持ち兼ヌル状態ニツキ、所長ト共ニ毎日堀口病院ニ行キ注射ヲウケツツアル事ヲ良ク所長モ知り居ル事ナルモ尚直接呼出シテ彼ニ出張シテ貰フ事ヲ打合セタル所、代金領収ノ際右手ニテ書名、捺印不可能デアルガ夫レデモ宜敷ケレバ官庁事務ノ事故一身ヲ犠牲ニシテモ出張致シマス、ト申出マシタ、夫レデ結局私ノ腹痛ミガ全快スル迄数日出張ヲセヌ事トシ、一方電話ヲ真岡ノ日本銀行ニカケテ、当所員ノ現況ヲ陳ベ時局交通杜絶ノ状況トヲ打合ノ上、真岡日銀ノ三式ト云フ人ヨリ電報ヲ以テ珍内へ送金シテ貰フ事トシ先方ノ申ス通りニ書類ヲ作り書留速達ヲ以テ其日ノ中ニ書類ヲ送付シマシタガ遂ニ今日迄受取ル事ハ出来ナイ事トナリマシタ、

樺太モ北海道ト同様、物資ヲ購入スルニハ購入通帳ヲ要シ、現金購入デアリマスノデ、昔時ノ様ニ立替トカ、後金払ヒデ物資ヲ売テ呉レナイノデ、請負者連ハ非常ニ困ッテ来マシタ、代金請求者西田梅太郎ハ日本政府ノ許可シタル請負師デ立派ニ其職業デ生活シテイマシタガ現今ノ様ナ時局トナッテハ非常ニ困ッテ来マシタノデ人夫代表請求金モ彼ガ立替ヘテ支払ッテクレル事ハ不可能トナリマシタ、止ムナク所員一同協議シテ所員ガ他ヨリ借金シテモ山ノ人夫ヲ助ケテヤロト致シマシタ結果左記ノ様ナ内訳デ出費立替致シマシタ

松尾憲一	四、七五九、 _円 七五〇
Y	一、〇〇〇円〇〇〇
梅木一男	五〇〇、〇〇〇
A 婦人	四五、〇〇〇
大西大三俸給	四六五、七五〇
計	六、七七〇、 _円 五〇

以上ノ如キ小額金ノ立替ニ所員共ヲ煩ハシタ事ハ所長トシテ非常ニ赤面スル処デシタガ私ハ七月以来ノ木代金立替ノ利子デ大変苦ンデ居タノデ、止ムヲ得ズ所員ニモ今回ハ立替ヘテ貰フ事ト致シタ次第デス、

以上

(6) 持帰品

上述ノ次第ニツキ役所関係ノ物品ハ持帰ル事不能ニシテ只常ニ肌身離サズ所持シテイタ所長ノ職印判ハ持帰ル事ヲ得タルニ付参学ト同時ニ松川氏へ御預ケ保管ヲ願ッテアリマス、

【資料3】樺太演習林派出所旧蔵の墨蹟



図2 墨蹟「林臥真堪忘歲月 樓居応不媿神仙」

寸法 縦140.0cm × 幅40.0cm

紙本墨書

軸装

翻刻

印⁽¹⁾

林臥真堪忘歲月

樓居応不媿神仙

昭和己卯夏日

裕 印⁽²⁾ 印⁽³⁾

印(1)「筆花開処墨花濃」



図3

印(2)「今裕印信」



図4

印(3)「東来学人」



図5

【解説】

1. 樺太演習林の沿革と 1945 年 8 月時点の概要

1－1. 樺太演習林の沿革

樺太演習林では、設置翌年の1914年4月に萌菱に庁舎を借り上げ、職員1名が在勤を開始した²⁾。萌菱は交通が不便で諸官公署との連絡に支障があることから、より交通の便が良い久春内に派出所を移転するため、1918年12月に敷地約0.5haの引き渡しを受けた³⁾。また、久春内の官舎敷地の引き渡しと同時に、試験苗圃敷地として、演習林の所在地に近い三浜村字珍内川口約7haの引き渡しを受けた。

久春内の庁舎は1919年10月に新築されたが、演習林の所在地から約60km離れており、演習林への交通が陸路、海路ともに不便であったため、1929年10月に、演習林の所在地に近い三浜村（1941年以降「珍内町」）の苗圃敷地内に庁舎と官舎各1棟を新築し、派出所を移転した。移転先は、珍内の市街地外の、演習林に続く林道の入口近くであった。近隣には珍内尋常高等小学校があり、演習林で暮らす職員の子どもは珍内小学校に通学した⁴⁾。珍内へ移転後に気象観測を開始し、1931年11月には二等測候所に準ずる設備を設置し、1932年1月から正規の気象観測を開始した⁵⁾。

1935年には隣接する樺太庁の所有地と換地し、演習林内下大川以南を樺太庁に返し、東側と北側で新たな土地の引き渡しを受けた。1937年10月には派出所官舎1棟を新築し、樺太演習林派出所の建物は、庁舎1棟と官舎2棟となった。

樺太演習林の事業としては、1920年に最初の施業計画を策定し、1923年より斫伐を開始した⁶⁾。1923年には、択伐更新法に関する試験区の設定、側方天然下種⁷⁾及び傘伐更新法等の試験を行うとともに、測樹、測量、森林經理、林地況調査等に関する学生の実習を受け入れはじめた⁸⁾。

1－2. 1945年の樺太演習林の職員

1945年に樺太演習林で勤務していた職員は表1の通りである。

表1 樺太演習林の職員（1945年）

職	身分	氏名	樺太演習林の 担当開始時期	引き揚げ時期
所長	嘱託	松尾憲一	1942年1月	1946年5月
	助手（応召中）	A	1936年5月	1947年8月以降
	雇	Y	1929年4月	1947年6月以前
	雇	梅木一男	1939年10月	1947年8月以降
	事業手	高山徳太郎	1940年5月	1947年8月以降
	事業手	相沢晃喜	1939年10月	1947年8月以降

典拠）北海道帝国大学及び北海道大学発行の『職員住所録』、『北大演習林八十年』「Ⅳ 職員名簿」（北海道大学農学部附属演習林、1981年5月）。

注）松尾憲一の「引き揚げ時期」は「終戦当時ノ日記」に基づく。



図6 樺太演習林位置図

注) 前掲『樺太演習林概要』より転載し、私に地名を加筆した。

所長の松尾憲一は、北海道帝国大学農学部林学科の卒業生で、卒業論文の題目は「蝦夷松種子ニ就テ」である（北海道大学農学院図書室所蔵）。1922年に卒業した後は北海道庁技手となり、倶知安森林事務所長（1927年頃）、浦河森林事務所長（1930年頃）を勤めた後、札幌営林区署（1933年頃）、林務課（1935～1936年頃）、林産課（1938年頃）、札幌営林区署（1941年頃）で勤務した。

松尾は、1942年1月26日付の演習林事業の嘱託と樺太演習林派出所長の発令を受け⁹⁾、2月11日に札幌を出発し、2月14日に珍内に到着した¹⁰⁾。

助手は1名であった。1936年5月から樺太演習林で勤務しており、庁舎のみならず下大川事業所に在勤した時期もあった¹¹⁾。1944年には応召されており¹²⁾、「終戦当時ノ日記」「復命書」には関連する記載が見られないため、1945年も引き続き応召されていたものと考えられる。本稿では、妻にあたる人物の記述に留意点があるため、氏名をイニシャルに置き換え、本人を「A」、妻を「A 婦人」¹³⁾と記載する。

また、1943年から苫小牧演習林に在勤していた大西大三助手が、樺太演習林に赴任する予定であったことが「終戦当時ノ日記」（11月13日）に見える。

雇は、樺太演習林に1929年4月から勤務していた「Y」と、1939年10月から勤務していた梅木一男の2名であった。Yは「終戦当時ノ日記」「復命書」の記述に留意点があるた

め、氏名をイニシャルに置き換えて記載する。

事業手は、樺太演習林に1939年10月から勤務していた相沢晃喜と、1940年5月から勤務していた高山徳太郎であった。相沢は下大川事業所に在勤していた（「終戦当時ノ日記」、1945年11月5日）。

以上の他に、「人夫」の内田平五郎などが林内での事業に従事していた。

職員の家族も演習林内に居住していた。「終戦当時ノ日記」には、松尾の妻子、Yの妻、相沢の妹、父などについての記載が見える。また、Aの妻であるA婦人は、Aが応召した後も樺太演習林にとどまっていた。また、演習林に勤務する職員とその家族以外にも、職務上林内に立ち入る必要があるという理由で、樺太開発会社社員の南条由雄が居住していた。

職員の引き揚げ時期は、松尾、Yが1947年6月まで在任、A、梅木、高山、相沢は1948年10月まで在任した¹⁴⁾。A、梅木、高山、相沢は1948年頃に樺太から引き揚げた。『昭和二十二年八月現在 職員住所録』には、「樺太演習林派出所未引揚職員」として、「教官（助手）」A、「係員」に梅木一男、高山徳太郎、相沢晃喜の名がある。

樺太から引き揚げた後、北海道大学演習林で勤務を続けたことが判明しているのは、松尾、A、Y、梅木である。松尾は1946年5月に樺太から引き揚げた（「終戦当時ノ日記」、1946年5月22日）。引き揚げ後から1947年8月11日付で「終戦当時ノ日記」及び「復命書」を提出するまでの約1年間の動向は未詳である。松尾は1947年6月から1952年3月まで演習林本部に務めた¹⁵⁾。Yは1947年6月1947年9月まで演習林本部に勤めた。Aは1948年10月から1958年5月までは雨龍演習林に、1958年5月から1963年5月までは中川演習林に、1963年5月から1970年7月までは再び雨龍演習林に勤務した。梅木は1948年10月から1958年5月に雨龍演習林に、1958年5月から1968年4月まで中川演習林で勤務した。

1－3．1945年の樺太演習林の施設

1945年には、官舎2棟を「所長官舎ト会計ノ居ル官舎」（「終戦当時ノ日記」、11月13日）と使い分けており、1937年新築の派出所官舎に所長が、1929年新築の官舎にその他の職員が居住することになっていたとわかる。1945年には、「会計ノ居ル官舎」は「A婦人」が一人で居住していた（同11月13日）。

北海道帝国大学が所有する樺太演習林の建物は、以上の庁舎1棟、官舎2棟であるが、樺太演習林内には、大学が所有していない建物も建てられていた。

「終戦当時ノ日記」（11月13日）では、庁舎と官舎2棟以外の建物について、松尾が「仮建物デ歴代ノ所長ガ立木ヲ払下ヲ願ヒ自己用トシテ建テタルモノデ之ヲ引継ギタル所長ノモノデ私物デアッテ官有物デナイ」と説明しており、大学の所有にせず、私有の扱いの建物があったことがわかる。1945年に樺太開発会社社員の南条由雄が演習林内に滞在するために居住していた「佐瀬雇¹⁶⁾ガ居タ住宅」（「復命書」、（二）林木処分関係）は私有の建物であろう。

林内にも私に建てられたと考えられる建物があった。樺太演習林の敷地には、西海岸に注ぐ珍内川と、珍内川に合流する上大川、中大川、下大川が流れており、珍内川と上大川の合流地点近くには「上大川事業所」が、珍内川と中大川の合流地点近くには「中大川事業所」が、珍内川と下大川の合流地点近くには「下大川事業所」が、中大川事業所と下大川事業所の中間地点あたりの珍内川沿いに「鹿之沢事業所」が設けられていた。以上の4カ所の事業所は、『北海道帝国大学農学部附属樺太演習林概要』¹⁷⁾ 口絵掲載写真によると、下大川事業所は1階建の丸太小屋であった。なお、下大川事業所には職員が在勤する場合があった。

2. 「終戦当時ノ日記」

樺太演習林の所長松尾憲一は、1947年8月11日付で演習林長の中島広吉宛てに報告書として「終戦当時ノ日記」、「復命書」を提出した。「終戦当時ノ日記」は、「昭和二十二年度復命関係書類 第二類ノ一五」¹⁸⁾ に、件名番号三番の文書として綴られている。簿冊の分類「第二類ノ一五」は、演習林で実施していた文書の分類である。類別は文書の保存年限によって第一類から第三類に分類されており、第一類が永久保存、第二類が二十年保存、第三類が五年保存を意味する。類別の下位分類の番号は、文書の類型を示す。例えば「第二類ノ一五」は、「日誌、巡視報告、復命書及諸報告綴」を指す¹⁹⁾。

表紙には、提出者の松尾憲一の書名捺印の他、「中島」印、「宮脇」印の押印がある。「中島」印は、提出先の中島広吉演習林長の受領印である。「宮脇」印は、演習林の宮脇恒助教授の印である。中島とともに宮脇も回覧したことがわかる。表紙、本文ともに北海道帝国大学罫紙にペン書きで書かれている。

「終戦当時ノ日記」は、樺太演習林の所長であった松尾憲一が、引き揚げ後の1947年8月11日付で演習林長宛てに提出した「復命書」の添付資料で、松尾が樺太演習林所長の任にあった1945年8月5日から、ソビエト連邦軍の侵攻を経て、引き揚げのために珍内を出発する1946年5月11日までの記録である。この資料について、松尾は「此ノ日記ハ洋服ノ袖裏ノ甲斐絹ニ記載シ置キ、私ガ万一露助ノ為メニ殺サレタル場合又ハ打死ノ場合死体ヨリ裂キ取り林長殿ニ見セル様妻子ニ申付置キ常ニ着服シテ居マシタカラ、何回ノ家宅搜索ヲ受ケテモ証拠書類ハ全部既ニ火中ニ入レ置キタルニ依リ、本書ハ只結末ノ報告ヲ時日ノ経過ト共ニ秩序のニ報告スルモノトシテ現在ノ儘ヲ記載シ置キタルモノナリ」と、緊迫した情勢を伝える。

「終戦当時ノ日記」は、1945年8月5日に「馬耕及ビ雑夫トシテ、私用シタル代金」を高山、梅木、Yに支払ったという記録で始まる²⁰⁾。

8月9日の開戦以降、恵須取での爆撃（8月9日）、鶴城での爆撃（8月10日）、恵須取、塔路からの避難民の珍内尋常高等小学校での受け入れ（8月16日）、珍内在住の婦女子の船便での退避（8月18日）、9月30日から10月4日にかけての樺太演習林でのソ連軍

兵士の略奪など、珍内や周辺地域のソ連軍侵攻による被害を伝えている。また、職員が庁舎の物品やA婦人の留守宅の食品を勝手に使用するなど、混乱する状況を伝えている。

10月頃からは、先行きは不透明ながら、日常生活や通常業務を通して、ソ連と関わる場面が増えていく。例えば10月4日には、留守宅の食品の窃盗についてA婦人が提出した盗難届に対して、穏便に対処するため、新町長「サンダーコフ」、警察署長、旧日本人町長が連名で通牒を示している。

11月1日に、松尾は、演習林派出所を訪れた「ウォーコフ」に演習林内の書物、器具、備品、消耗品を全の保管を命じられた。同時に、伐採実行係の「バラノフ」中佐、供給係の「アガライノイチ」に面会して以前と同様の仕事を継続するように命じられるが、間を引き取った樺太庁の今井技師との連絡がつかなくなるなど、不透明な状況が続いていた。また、11月9日には、豊原のソ連の担当者から演習林の伐採事業を命じられた「木原木材商会」が、下大川事業所をはじめとする演習林内の建物全てを使用すると申し込んできており、演習林の管理はソ連の管理下にあった。

11月13日に再度ウォーコフが訪れ、官舎、物品等を引き渡した。新所長のチュウチュウニコフが着任すると、松尾は演習林を去り、樺太西海岸の木材の伐採利用法面を担当する「ザッカソースケ」の事務所で勤務を開始し、Y、梅木など、他ノ職員は引き続き新所長のもとで働くことになった。ところが、A婦人は「チュウチュウニコフ」を怒らせたことから演習林を追いつき出され、珍内の町内をさまようことになった。松尾は、A婦人について「私モ見テ知ッテ居マシタガ如何トモシテヤル事ガ出来マセンデシタ、其レ程日本人ハ露助ニ圧倒セラレテイマシタ」と、日本人の苦しい立場を回想している。

松尾とソ連人との交渉には、林学史的な見地から注目できるものもある。1946年4月、松尾は武器弾薬を山中に隠している疑いで、ソ連の官憲に厳しい取り調べを受けることになった。「演習林」という言葉の意味を軍隊の演習と取り間違えたことで疑いを掛けられたことから、林業、林学に関する内容の取り調べが行われることとなり、「ハバロフスク分科大学」の、造林学に詳しい専門家の「ゴローフ博士」が取り調べにあたることとなった。ゴローフ博士は、松尾に①樺太に対する植民政策の要点、②どのような仕事をしていたか、③日本の大学における森林牧畜学に関する講座の有無、④トドマツ、エゾマツの種子、苗、造林法、⑤松尾が所持していた参考書類や学生時代のノートについて取り調べを行った。ゴローフ博士の取り調べから3週間後に、「セリゲーフ博士」から斫伐に関するテストが行われた。セリゲーフ博士は、中島広吉の著作『森林立木材積表』（1930年、柴田書房）、『樹幹析解』（1931年、柴田書房）に興味を示した。ゴローフ博士、セリゲーフ博士の取り調べを経て、松尾はハバロフスク大学の教授に決定した。松尾はハバロフスク大学教授の業務として、約20万円の予算での森林経営の事業計画を立案した。

「終戦当時ノ日記」は、松尾がモスクワ大学への転籍が決まった後、帰国を申し出で、1947年5月22日に珍内を出発したことを述べ、樺太滞在中に比較的が生活が安定していたことの感慨や、ソ連の官吏の階級制度についての考察を述べて、筆を置いている。

3. 「復命書」

「復命書」は、元樺太演習林派出所長松尾憲一が、1947年8月11日付で「終戦当時ノ日記」、「復命書」とともに提出した。「昭和二十二年度 復命関係書類 第二類ノ一五」²¹⁾ 文書番号4件目に綴られている。「終戦当時ノ日記」と同じく、北海道帝国大学罌紙にペン書きで書かれている。表紙には、「終戦当時ノ日記」と同様に、中島広吉演習林長、宮脇恒助教授の印が押されている。

復命書は「一、樺太演習林最期ノ状況」、「二、林木処分関係」、「三、物品監守者トシテノ復命」、「四、既往ノ所員ノ状態」、「五、事業費支払関係終末」、「六、持帰品」、「七、添付物（終戦当時ノ日記）」の七項目に分かれている。

「一、樺太演習林最期ノ状況」では、1945年11月1日に豊原所在の「サガリエン総局」のウォーコフに長官官舎の立ち退きと備品、消耗品全部の保管を命じられ、11月21日に新たな演習林所長となるチュウチュウニコフに、官舎、備品、消耗品等を引き渡した経緯の報告である。引き渡しの際に確認に用いた書類は、私物の書籍類とともに全て没収され、日本に持ち帰ることはできなかった。また、台帳類、秘密書類、親展書類は松尾が焼却した。

「二、林木処分関係」は、1944年から1945年にかけて行われた、樺太開発会社（1941年設立）との契約に基づく軍用材の生産についての報告である。樺太開発会社と契約した木材の生産は大湊海軍部が来知志に建設する飛行場建設の用材であった。軍から生産を急がせられていたため、大学の正式の承認を待たずに生産を開始し、樺太開発会社に代わって松尾が代金を立て替えた経緯が記されている。

「三、物品監守者トシテノ復命」は、11月1日、同月13日にウォーコフの命令を受け、11月20日にチュウチュウニコフに備品、消耗品一切を引き渡したと報告する。

「四、既往ノ所員ノ状態」は、11月1日のウォーコフ来所以降の松尾、Y、梅木、高山、A婦人の動向を報告している。松尾はチュウチュウニコフ新所長の着任とともに演習林を辞し、樺太西海岸一帯の森林利用を担当するザッカソースケの事務所に転じた。Y、梅木、高山、A婦人は演習林に残り、チュウチュウニコフのもとで働くことになった。

「五、事業費支払関係終末」は、1945年度巡視人俸給及び林道工事費の支払いについての報告である。樺太演習林への送金は、通常「真岡日銀」²²⁾ を通じて受け取っていたところ、職員の真岡への出張が不可能になったため、珍内郵便局へ送金を依頼したが、受け取り不可能であった。また、請負業者に依頼することも不可能であったため、職員一同で支払いを建て替えたとする。

「六、持帰品」では、所長の職印のみを持ち帰ることができ、演習林本部の書記松川洋三に預けた旨を報告する。

目次に「七、添付物（終戦当時ノ日記）」の項目が立てられていることから、提出時には「終戦当時ノ日記」を添付書類としていたと考えられる。

4. 墨蹟「林臥真堪忘歲月 樓居応不媿神仙」

墨蹟「林臥真堪忘歲月 樓居応不媿神仙」は、2024年11月5日に、北海道大学卒業生の黒瀬英治氏より北海道大学大学文書館に寄贈を受けた資料である。

この墨蹟は医学部病理学講座の初代教授で、第2代医学部長を務めた今裕（1878-1954）の筆によるもので、揮毫時期は「昭和己卯夏日」（1939年夏）である。今裕は1937年から1945年まで北海道帝国大学総長を務めており、この墨蹟を揮毫した1939年には任期中であった。今裕は、絵画や剣道等の多才な人物であったが、漢学や書にも秀でており、「先生の漢学は小学校時代よりの造形の深いもので、先生の先考がその道の大家であられた流をくみ、難しい漢詩を多数に暗唱されて居る。客あり書を所望するものがあれば、直ちにこの詩の一句を見事な筆致で書」²³⁾ いた。

紙面右上には白文の関防印「筆花開処墨花濃」が、署名の下に白文の氏名印で今裕の名が、更に下に主文の雅号印で今裕の雅号印「東来学人」が押されている。

書かれている対句「林臥真堪忘歲月 樓居応不媿神仙」は清の詩人殷如梅の作である。対句そのものは『墨場必携 六』²⁴⁾、『書画墨客謗訓題画必携 坤』²⁵⁾ など、書道や書画の題材とすることを目的に編まれたアンソロジーに収録されている。句の大意は、「林中に臥せば、真に歳月が経過するのも忘れる。高い建物の住まいは神仙にも恥ずかしくない」という、林中での閑居を楽しむ内容である。この墨蹟が樺太演習林に所蔵された経緯については未詳であるが、演習林の教授室の床の間に飾るにふさわしい内容といえよう。

寄贈者の黒瀬氏は、樺太演習林で勤務していた梅木一男の妻の甥にあたる。大学文書館への寄贈時に、黒瀬氏より、この墨蹟はもともと樺太演習林の施設の教授室の床の間に掛けられていたものであること、装丁の直し等を行っておらず、入手時のままであることをうかがった。樺太演習林の資料は、「終戦当時ノ日記」及び「復命書」にもあるように、ソ連の侵攻に伴って焼却され、あるいはソ連の管理のもとに留め置かれた。そのため、樺太演習林の現地で所蔵していた資料はほとんど残っていない。墨蹟「林臥真堪忘歲月 樓居応不媿神仙」は、樺太演習林で所蔵していた資料という点で、希少であるといえる。



図7 樺太演習林派出所及び樺太演習林内の事業所
典拠)「樺太演習林 1/10000」(「樺太 位置図」)所収、整理番号旧演習林文書 11074、北海道大学大学文書館蔵)
注) 図中の線は主要林道及び副林道を、○番号は林道番号を示す。地図内の文字が見えにくい箇所は私に追記した。

表2 廃止前後樺太演習林及び在勤職員の動き

年月日	事項
1944年春	軍用材（樺太開発会社と契約）生産の準備を開始する
6～8月頃	軍用材（樺太開発会社と契約）生産の準備を終え、伐採を開始する
1945年4月8日	軍用材（樺太開発会社と契約）生産について大学本部の伐採認可指令が到着する
4月9日	樺太開発会社が代金を納付し、軍用材生産契約を完結する
8月5日	松尾が私用の耕作等の代金を作業手、雇に支払う
8月6日	梅木雇が応召する（於：珍内尋常高等小学校）
8月7日	大学から送金323円20銭を受ける
8月8日	松尾は通院中、連日町内会、産業報国会の打ち合わせに出席する 大学から「真岡日本銀行」宛てに電報為替6,770円50銭の發送通知を受ける
8月9日	恵須取市街が爆撃を受けたと報じられる 真岡へ出張不能のため電報為替の受け取りできず
8月10日	珍内で警戒警報が発出され、小学校が休校となる 鵜城市街が爆撃される。珍内・久春内間は交通不能となる
8月11日	珍内がソ連軍による機銃掃射を受ける 樺太演習林の望楼及び気象観測用設備を撤去することとなる
8月12日	珍内の女性、子どもが下大川に退避する 松尾は林内を警戒、所員は下大川に疎開する 炭鉱事務所等が演習林事務所の使用を開始する
8月13日	松尾が信用組合に2,000円を返金する 職員がA婦人宅から食品を持ち出す
8月14日	珍内がソ連軍による機銃掃射を受ける
8月15日	松尾の妻子が下大川から戻る 松尾が日本銀行真岡支店に電報為替の請求書を送付する
8月16日	恵須取、塔路からの避難民を珍内尋常高等小学校で受け入れる
8月18日	所員の家族を含む珍内の全婦女子が船で退避する
8月19日	ソ連軍が珍内を攻撃 退避船1隻が沈没したと報じられる
8月20日	下大川事業所で官馬の仔馬が産まれる この日の夜食より所員一同で食事することとなる
8月21日	梅木雇の応召が解かれる
8月22日	鵜城にソ連軍が上陸したと聞く
8月23日	松尾宅の仔牛を所員の食料とする 本部より俸給が送金される
8月24日	数日前から真岡市と電話不通と聞く
9月1日	ソ連軍が珍内に進軍し、林務所を占領する
9月4日	退避船に乗った所員の家族が生存しているとの風聞がある
9月8日	退避船に乗った所員の家族が帰宅する
9月26日	通夜のため、松尾が下大川事業所で宿泊する
9月27日	松尾が下大川事業所から帰珍する
9月30日	演習林事務所がソ連兵の略奪を受ける（～4日）

10月4日	A婦人より盗難届の提出を受ける ソ連人町長、警察署長、日本人元町長が連名で通牒を発出する 松尾が公職の辞意を表明するが慰留される
10月12日	所員が退職を希望する場合は許可する旨を通知する
10月20日	演習林事務所の椅子4脚をソ連軍が徴用する
11月1日	ウォークフによる演習林事務所の取り調べがあり、立ち退き、保全命令が下る 松尾は樺太開発会社社員福井勝一郎及び樺太庁今井技師に面会し、バラノフ中佐、アガライノイチに面会せず
11月5日	妹の埋葬のために真岡に向かった相沢が送金手続き状況を確認する
11月9日	木原木材会社珍内出張所主任より下大川事業所の使用申出がある
11月13日	立ち退き命令により松尾が転居する
11月20日	官舎及び事務所内の物品を新所長チュウチュウニコフに引き渡す
12月	松尾がザッカソースケ事務所に雇用される
1946年4月1日	松尾が数日間にわたりソ連の官憲に取調を受ける
4月	松尾がハバロフスク大学ゴローフ博士と面会する ゴローフ博士との面談の3週間後、セリゲーフ博士と面談する 松尾がハバロフスク大学教授として旧演習林での勤務を再開する 旧部下は旧演習林外へ異動する 松尾がモスクワ大学に転籍する計画が持ち上がる
5月19日	松尾に帰国許可が下る
5月22日	帰国のため珍内を出発する

典拠)「終戦当時ノ日記」、「復命書」より作成。

〔注〕

- 1)『北海道大学所属国有財産沿革 朝鮮、樺太、台湾、各演習林、第七農場、附属地 十二冊の内其十二』（北海道大学大学文書館所蔵）。
- 2)『大正四年三月三十一日調査 東北帝国大学農科大学農場演習林植物園一覧』所載の「第二九 演習林大要」、124ページ。
- 3)以下、敷地及び建物に関する記述は、前掲注1)『北海道大学所属国有財産沿革 朝鮮、樺太、台湾、各演習林、第七農場、附属地』による。
- 4)1939年6月から1941年8月まで珍内尋常高等小学校校長を勤めた小野寺惣四郎は「(珍内尋常高等小、筆者注)学校の裏に近く古川(ふるかわ)といって恰も大きな池のように見える川があり、…(中略)…この古川の稍々川下、最も川幅の広がった場所の対岸に、北海道帝国大学の演習林が広がって居り、その事務所が珍内寄りの海岸にあって、この学校に通って居る子供達もおった関係から何回か家庭訪問旁々参上、懇談したのを覚えている」と回想する(小野寺惣四郎『黄昏の峠に立ちて』、小野寺隆発行、1984年2月、144ページ)。
- 5)『北海道帝国大学農学部附属樺太演習林概要』、北海道帝国大学農学部附属演習林、1933年3月、5ページ。同書口絵掲載の庁舎の写真には気象観測設備が写っている。
- 6)前掲注5)『北海道帝国大学農学部附属樺太演習林概要』、13、21ページ。
- 7)「佐藤義夫教授のエゾマツ天然更新による種子落下試験地が、下大川事業所東方150m位の珍内川に寄った平坦地に、面積は外郭を入れて4haの区域に設けられ、調査続行中でありました。しかし不幸にして昭和20年8月15日の終戦に伴ない、本演習林と、庁舎その他施設物は、ソ連軍に接収され、そ

のため北大から離れてしまったのです。後に珍内町より引き揚げてきた人の言によれば、ハヴァロフスク大学の附属林として経営されていた様ですが、その管理者が先程の試験地上の木を伐採し、珍内川の流送材料として使用したことが上司の知るところとなって、その管理者は職を解かれ、他方面に転出、新たに管理者の就任があったそうです」（赤石国夫「樺太演習林の思い出」、『北大演習林八十年』、北海道大学農学部附属演習林、1981年5月、115ページ）。

- 8) 前掲注5)『北海道帝国大学農学部附属樺太演習林概要』、22、23ページ。
- 9)『北大時報』第187号、昭和17年1月31日発行、3ページ。
- 10) 松尾憲一「会員の皆様へ」（『シルバ』第17号、1944年3月発行、14-16ページ）。
- 11) 各年の北海道帝国大学発行『職員住所録』による。
- 12) 北海道帝国大学『昭和十九年十月現在 職員住所録』、61ページ。
- 13)「夫人」と表記するべきところであるが、資料表記に従って「婦人」と表記する。
- 14) 前掲注7)『北大演習林八十年』「IV 職員名簿」、171ページ。
- 15) 松尾の演習林本部での勤務開始時期は、前掲注7)『北大演習林八十年』、「IV 職員名簿」、171ページによる。松尾の演習林本部での身分は、嘱託（『昭和二十二年八月三十一日現在 職員住所録』28ページ）、事務補佐員（『昭和二十三年十月一日現在 職員住所録』26ページ）、講師（『昭和二十五年四月十五日現在 職員住所録』26ページ）と変遷する。なお、同年の職員住所録には記載が無いが、札幌同窓会の会員名簿によると、1954年～1955年頃の勤務先は「北大農学部事務室図書係」である（『昭和29年12月現在 会員名簿』105ページ及び『昭和三十年十二月現在 札幌同窓会員名簿』73ページ）。
- 16) 1938年11月から1944年5月まで雇として樺太演習林に勤めていた佐瀬猛を指す（前掲『北大演習林八十年』、「IV 職員名簿」、171ページ）。
- 17) 前掲注2）。
- 18) 整理番号 旧演習林文書01148、北海道大学大学文書館蔵。
- 19)『北海道帝国大学農学部附属演習林規程』（北海道大学大学文書館蔵）。
- 20) 松尾は樺太演習林に着任後、放置されていた苗圃跡地を利用して、所員の協力のもと耕作を始めた。小麦、五升芋（ジャガイモ）、燕麦等を収穫した（松尾憲一「会員の皆様へ」、『シルバ』第17号、1944年3月）。
- 21) 前掲注18）。
- 22) 樺太で日本銀行代理店として国庫金の出納保管の事務を掌っていた銀行には、北海道拓殖銀行真岡支店、同大泊支店がある（『昭和十七年 樺太要覧』「第八章 財政及金融」「第三節 金融」、樺太庁、1943年1月、150ページ）。
- 23) 武田勝男『今博士還暦記念誌』（1939年12月）、335-336ページ。
- 24) 市川米庵、大屋書房、1912年4月、48帖。
- 25) 松山堂書店、1916年。

（ささき ともこ／北海道大学大学文書館員）